

## 入札後審査郵送方式条件付一般競争入札(ダイレクト型)実施要領

### (趣旨等)

第1条 法人は、条件付一般競争入札に関し、入札参加者の手続の負担軽減、入札参加資格の慎重な審査、不良不適格業者の参入の阻止及び入札に係る不正行為の防止を図るため、郵送による入札書提出後に入札参加資格を最低価格提示者から審査して適格の場合に落札決定する入札後審査郵送方式条件付一般競争入札(以下「ダイレクト入札」という。)を実施するものとし、その実施に関しては、この要領によるものとする。

2 ダイレクト入札は、入札参加者に入札保証金を納めさせる工事については、開札日の前日までにその者の入札保証金の納付に係る審査を行い、適格の場合に当該入札に参加させるものとする。

### (適用工事等)

第2条 ダイレクト入札は、原則として、すべての一般競争入札に適用するものとする。ただし、入札前に、技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があるとき等、ダイレクト入札の適用が適当と認められない場合はこの限りでない。

2 ダイレクト入札の適用は、当法人の指名委員会(以下「指名委員会」という。)において決定するものとする。

### (入札参加条件の決定)

第3条 入札担当者は、ダイレクト入札を行うときに、宮城県(以下「県」という。)の条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準等に基づき、入札参加条件設定調書(以下「条件設定調書」という。)を作成する。この場合、入札方法等の欄に「条件付一般競争入札・ダイレクト型」と記載するものとする。

2 入札参加条件は、前項で作成した条件設定調書を内申し、指名委員会において入札方法と併せて決定するものとする。

### (入札公告等)

第4条 入札公告は、所定の掲示により行うものとし、次に掲げる入札関連書類とともに当法人のホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。この場合、原則として入札公告及び入札関連書類の写しは、IT環境の整備されていない業者を除き配布しない。

- (1) 入札後審査郵送方式条件付一般競争入札公告共通事項
- (2) 設計図書等
- (3) 設計図書等に関する質問・回答書
- (4) 入札書
- (5) 入札書郵送用の封筒の書式例
- (6) 配置技術者届出書(配置技術者等を入札参加資格とした場合)
- (7) 施工実績等確認調書(施工実績等を入札参加資格とした場合)
- (8) 入札辞退届
- (9) その他

(見積期間)

第5条 ダイレクト入札の場合の見積期間は、入札公告の定めによるものとし入札書提出期限の前日迄とする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 設計図書等は、閲覧用1部、貸出用1部を用意するとともに、指定の箇所での有料複写もできるものとする。

2 フロッピーディスク(以下「FD」という。)、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については、当該電子媒体による貸出しもできるものとする。

(質問の受付・回答)

第7条 質問の受付期間は、入札公告日から入札書提出期限の前日までの間で6日間程度とし所定の様式により入札公告に記載の場所で受け付けるものとする。

2 質問への回答は、質問受付期間後の回答作成期間を確保した上で入札書提出期限の前日までの3日間程度の期間を設定し、回答書を閲覧に供することにより行うものとする。

(工事費内訳書の提出等)

第8条 入札執行者は、ダイレクト入札においては、次のとおり原則として入札参加者全員に入札書と併せて工事費等内訳書の提出を求めるものとする。

(入札書等の提出)

第9条 入札書の郵送入札は、二重封筒とし、入札書、工事費等内訳書(入札書に添付する工事費等内訳書に限る。)を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札に係る工事名を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告等により指定された書類及び連絡担当者の名刺を入れ、表に入札書在中の旨を朱書きすることとする。

2 既に提出した入札書等の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

3 入札保証金の納付に係る書類の提出は、入札書の提出期限までとし、持参又は郵送(配達証明付き郵便に限る。)によるものとする。この場合において、郵送による提出のときは、第1項に規定する外封筒に入れることができるものとする。

4 第1項で規定する入札書の郵送において、入札書を中封筒にいれず、直接封筒に入れたものは無効とする。

5 前項により無効とした入札書は、その郵送されたものを入札執行者と入札した者で直接確認の上、返却するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する入札は、重大な不備があり入札者の意思が明らかでないものと認め、原則として無効とする。

- (1) 工事名等の錯誤がある入札
- (2) 指定した期日に工事費等内訳書の提出のない入札
- (3) 入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された工事名が異なる入札
- (4) 入札書と異なる工事又は金額の工事費等内訳書が提出された入札
- (5) 入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札

(入札書提出期限等)

第10条 入札書の提出期限は、原則として開札日の前々日とする。

- 2 入札書は、配達証明付き郵便により提出期限までに発注機関又は指定した提出先に到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しないものとする。

(入札書の保管等)

第11条 到着した入札書の保管は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。

- 2 入札書の到着の確認の問い合わせについては、入札書投函者が郵便局からの配達証明の返信通知で各々確認できることから、一切応じないものとする。

(入札調書の作成)

第12条 入札担当者は、開札日前日に入札執行者の許可を得て、入札書が郵送された中封筒の表記を基に入札調書を作成するものとする。この場合、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。

- 2 入札担当者は、前項の入札調書の作成に当たり、明らかに入札参加条件に合致しないとわかる業者であっても、資格審査を入札後に行うことから、入札調書に記載するものとする。

(開札)

第13条 開札は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において開札するものとする。

- 2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立ち会も認めるものとする。
- 3 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。その場合、当該職員は、入札調書に立会人の記名・押印を行うものとする(入札参加者が立ち会う場合は、入札参加者の記名・押印は不要)。

- 4 入札執行者は、開札後、最低価格提示者の入札金額、業者名、最低制限価格等を公表の上、入札を保留し、最低価格提示者の資格審査を行った上、後日落札決定する旨を宣言する

(入札参加資格確認書類の提出)

第14条 入札執行者は、第13条第4項の規定により入札を保留したときは、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に基づき次に掲げる入札参加資格確認のための書類の提出を求めるものとする。この場合、落札候補者は、入札参加資格確認書類を指示された翌日から起算して、原則として2日以内(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。

- (1) 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類(配置技術者等を入札参加資格とした場合)
  - (2) 施工実績等確認調書(施工実績等を入札参加資格とした場合)
  - (3) その他入札執行者が入札参加資格確認等のため必要と認めた書類
- 2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札

候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。ただし、辞退届の提出があった場合を除く。

(入札参加資格の審査)

第15条 入札担当者は、入札公告等に示した入札参加条件に基づき、最低価格を提示した落札候補者から順次審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書及び第14条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 3 前2項の審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として3日以内(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)に行うものとする。
- 4 資格審査の手順は、別紙入札参加資格審査調書(様式第1号)に提出書類を添付し、それぞれの項目ごとに入札公告に示す入札担当者が入札参加条件に合致しているかどうかを審査し、記名・押印の上、審査結果を入札執行者に提出するものとする。
- 5 入札担当者は、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合は、指名委員会に諮るものとする。

(落札決定又は入札参加条件不適合の決定)

第16条 入札執行者は、入札担当者から落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、文書決裁の上、落札決定する。

- 2 入札執行者は、落札者に対して、電話等で連絡を取り、契約締結に必要な書類の提出を指示すると共に、提出時に印鑑を持参させ入札書に落札決定者確認印を押印させるものとする。
- 3 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、別紙入札参加不適合通知書(様式第2号)を送付する。
- 4 落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。また、落札決定以降契約締結までにおいても同様とする。

(入札結果の公表)

第17条 落札決定の翌日から、当法人のホームページに入札結果等を公表するものとする。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。